平成２１年（フ）第６５号
島根県邑智郡邑南町雪田830番地
債務者　三上　詫護
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本家　泉衣
4　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月21日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１６６１６号
東京都江東区北砂５丁目20―３―1417
債務者　祐川　隆志
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　邦男
4　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４９号
広島市中区鶴見町７番10―903号、申立時の住所広島市安佐南区大町東１丁目９番33―1005号
債務者　臼井　秀夫
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８４号
広島市安佐南区高取北１丁目52番３―４―202号コートヴィレッジ№２
債務者　力石恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月14日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６４７２号
岡山県岡山市中区兼基564番地３
債務者　坪口　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２８７号
愛知県犬山市字北之門14番地１　ファミリーハウス北之門305
債務者　寺澤　**達**夫
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１２８号
岩手県一関市千厩町千厩字町11番地３
債務者　永澤　和枝
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２４９号
山形市松波１丁目５番１号　アイタコーポ102号
債務者　會田　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５３号
山形県寒河江市大字中郷1964番地の２
債務者　大木さとみ
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８６号
山形市千歳２丁目15番24号
債務者　伊藤　千祐
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９０号
山形市大字漆山2574番地の５
債務者　小林　智子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９６号
山形県上山市楢下26番地
債務者　冨士木雅也
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１０号
山形県上山市四ツ谷１丁目２番54号
債務者　山川　君子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１４号
山形市桜田西１丁目５番21号　ハイツ塩野Ｂ―101号、住民票上の住所山形市鈴川町３丁目11番25号
債務者　佐藤　容一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１６号
山形市春日町１番55号　プラザドゥセレサ208号
債務者　奥山　孝博
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部